

指導事例ごとの根拠条項

略称	正式名称	略称	正式名称
居宅条例	八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第79号）	居宅施行要領	八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領
居宅予防条例	八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第82号）	地域密着施行要領	地域密着型サービスの人員、設備及び運営の基準に関する条例及び地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領
地域密着条例	八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年八王子市条例第17号）	介護施行要領	八王子市指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領
地域密着予防条例	八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成25年八王子市条例第18号）	特養施行要領	八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行要領
介護条例	八王子市指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第85号）	老健施行要領	八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行要領
特養条例	八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第71号）	療養型施行要領	八王子市指定介護療養型医療施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領
老健条例	八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第86号）	医療院施行要領	八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行要領
療養型条例	八王子市指定介護療養型医療施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第88号）	介護施行要領	八王子市介護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行要領
医療院条例	八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第87号）	厚生労働省令第126号	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
介護条例	八王子市介護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第70号）	厚告第21号	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第21号）
有料指針	八王子市有料老人ホーム設置運営指導指針	地域密着留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
特養基準	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号）	老企第40号	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）
地域密着基準	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）	厚生労働省令第94号	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
老健基準	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号）	厚生労働省令第95号	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
療養型基準	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130号の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成12年3月17日老企第45号）	厚生労働省令第96号	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）
医療院基準	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日厚生労働省令第5号）	厚生省令第34号	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

【根拠条項】				法令等の条項											
ページ番号 (PDF資料用)	番号	指導内容	対象サービス	【介護】	【特養】	【地密介護】	【地密特養】	【老健】	【医療院】	【GH】	【特定施設】	【ショート】	【ショート療養】	【介護】	【有料】
28.29	2-2-②-ア	内容及び手続の説明及び同意（重要事項説明書）について	【介護、地密介護、GH、ショート、ショート療養】	介護条例第5条第1項、第58条（第5条第1項準用） 介護施行要領第4の1、第5の11（第4の1参照）		地域密着条例第177条（第9条第1項準用）、第189条（第9条第1項準用） 地域密着施行要領第三の七の4の(28)（第三の七の4の(2)参照）、第三の七の5の(10)（第三の七の4の(2)参照）		老健条例第6条第1項、第57条（第6条第1項） 老健施行要領第4の1、第5の11（第4の1参照） 老健基準※第四の一	医療院条例第7条第1項、第58条（第7条第1項準用） 医療院施行要領第5の1、第6の10（第5の1参照）						
30	2-2-②-イ	勤務体制の確保等について	【全サービス共通】	介護条例第31条第1項から第3項、第56条第1項から第4項 介護施行要領第4の26の(1)から(3)、第5の10の(1)から(3)及び(4)（第4の26準用）	特養条例第25条第1項から第3項、第43条第1項から第4項 特養施行要領第2の21の(1)から(4)、第3の9の(1)から(4)（特養基準※第三の1、第五の9の(1)から(3)）	地域密着条例第169条第1項から第3項、第187条第1項から第4項 地域密着施行要領第三の七の4の(19)の①から③、第三の七の5の(9) 地域密着基準※第三の七の4の(19)の①から③及び④（第三の七の5の(9)の①から③及び④（第三の七の4の(19)準用）	特養条例第51条（第25条第1項から第3項準用）、第55条（第43条第1項から第4項準用） 特養施行要領第4の6（第2の21参照）、第5の4（第2の21参照）、	老健条例第31条第1項から第3項、第55条第1項から第4項 老健施行要領第4の26の(1)から(3)、第5の10（1）から(4)（老健基準※第四の19）	医療院条例第32条第1項から第3項、第56条第1項から第4項 医療院施行要領第5の24の(1)から(4)、第6の9の(1)から(3)及び(4)（第5の24準用）						
31	2-2-②-ウ	事故発生時の対応について	【全サービス共通】	介護条例第43条、第58条（第43条準用） 介護施行要領第4の36、介護施行要領第5の11（第4の36参照）	特養条例第33条、第45条（第33条準用） 特養施行要領第2の28、第3の10（第2の28参照） 特養基準※第四の17、第五の10（第四の17参照）	地域密着条例第175条、第189条（第175条準用） 地域密着施行要領第三の七の4の(25)、第三の七の5の(10)（第三の七の4の(25)参照）	特養条例第51条（第33条準用）、第55条（第33条準用） 特養施行要領第4の6（第2の28参照）、第5の4（第2の28参照）	老健条例第42条、第57条（第42条準用） 老健施行要領第4の36、老健施行要領第5の11（第4の36参照） 老健基準※第四の二七	医療院条例第43条、第58条（第43条準用） 医療院施行要領第5の34、第6の10（第5の34参照）						
32.33	2-2-②-エ	秘密保持等について	【全サービス共通】	介護条例第38条、第58条（第38条準用）	特養条例第30条、第45条（第30条準用） 特養施行要領第2の25、第3の10（第2の25参照） 特養基準※第四の14、第五の10（第四の14参照）	地域密着条例第173条、第189条（第173条準用） 地域密着施行要領第三の七の4の(23)、第三の七の5の(10)（第三の七の4の(23)参照）	特養条例第51条（第30条準用）、第55条（第30条準用） 特養施行要領第4の6（第2の25参照）、第5の4（第2の25参照）	老健条例第38条、第57条（第38条準用） 老健施行要領第4の32、老健施行要領第5の11（第4の32参照） 老健基準※第四の二三	医療院条例第39条、第58条（第39条準用） 医療院施行要領第5の30、第6の10（第5の30参照）						

ページ番号 (PDF資料用)	番号	指導内容	対象サービス	法令等の条項													
				【介福】	【特費】	【地密介福】	【地密特費】	【老健】	【医療院】	【GH】	【特定施設】	【シヨート】	【シヨート療養】	【養護】	【有料】		
34	2-2-②-オ	特定施設サービス計画における文書による利用者の同意について	【特定施設】										<介護> 居宅条例第219条第4項、第240条(第219条第4項準用) <予防> 居宅予防条例第189条第3号、第206条(第189条準用)				
35	2-2-②-カ	被保険者証への記載について(サービスの提供の記録について)	【介福】【地密介福】【老健】【医療院】【GH】【特定施設】	介福条例第11条第1項、第58条(第11条第1項準用)		地域密着条例第155条第1項、第189条(第155条第1項準用)			老健条例第12条第1項、第57条(第12条第1項準用)	医療院条例第13条第1項、第58条(第13条第1項準用)		<介護> 地域密着条例第115条第1項 <予防> 地域密着予防条例第76条第1項	<介護> 居宅条例第216条第1項、第240条(第216条第1項準用) <予防> 居宅予防条例第179条第1項、第204条(第179条第1項準用)				
36.37	2-2-②-キ	個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)について	【介福、地密介福、特定施設】	厚告第21号別表1のイ及びロの注12 介福条例第40号第2の5の(14)(4の(7)準用)		厚告第126号別表7のイからニの注12 地域密着留意事項第二の8の(14)(7の(6)準用)							<介護> 厚告第19号別表10のイの注7 老企第40号第二の4の(7) <予防> 厚告第127号別表8のイの注4 留意事項第二の9の(5)				
38~41	2-2-②-ク	看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)について	【特定施設】										厚告第19号別表10のホの注1及び注2 厚告第96号第二四号				
43~50	2-3-ア	業務継続計画(BCP)の策定	【全サービス共通】	介福条例第32条、第58条(第32条準用) 介福施行要領第4の27、第5の11(第4の27参照)	特費条例第26条、第45条(第26条準用) 特費施行要領第2の22、第3の10(第2の22参照)	地域密着条例第177条(第32条の2準用)、第189条(第32条の2準用) 地域密着施行要領第三の七の4の(20)(第三の五の4の(12)参照)、第二の七の5の(10)(第三の七の4の(20)参照)	特費条例第51条(第26条準用)、第55条(第26条準用) 特費施行要領第4の6(第2の22参照)、第5の4(第2の22参照)	老健条例第32条、第57条(第32条準用)、第55条(第26条準用) 老健施行要領第4の27、第5の11(第4の27参照)	医療院条例第33条、第58条(第33条準用) 医療院施行要領第5の25、第6の10(第5の25参照) 医療院施行要領第5の25、第6の10(第5の25参照)	<介護> 地域密着条例第128条(第32条の2準用) 地域密着施行要領第三の五の4の(12) <予防> 地域密着予防条例第86条(第28条の2準用) 地域密着施行要領第四の一(第三の五の4の(12)参照)	<介護> 居宅条例第229条(第32条準用)、第240条(第32条準用) 居宅施行要領第三の十の3の(12)、第三の十の二の3の(7)(第三の十の3の(12)参照) <予防> 居宅予防条例第187条(第27条準用)、第204条(第27条準用) 居宅施行要領第四の一(第三の十の3の(12)参照)	<介護> 居宅条例第159条(第32条準用)、第172条(第32条準用)、第174条(第32条準用)、第181条(第32条準用) 居宅施行要領第三の八の3の(14)(第三の六の3の(6)参照)、第三の八の4の(11)(第三の六の3の(6)参照)、第三の八の5の(4)(第三の六の3の(6)参照) <予防> 居宅予防条例第111条(第27条準用)、第128条(第27条準用)、第135条(第27条準用)、第142条(第27条準用) 居宅施行要領第四の一(第三の六の3の(6)参照)	<介護> 居宅条例第197条(第32条準用)、第209条(第32条準用) 居宅施行要領第三の九の2の(9)(第三の六の3の(6)参照)、第三の九の3の(11)(第三の六の3の(6)参照) <予防> 居宅予防条例第152条(第27条準用)、第167条(第27条準用) 居宅施行要領第四の一(第三の六の3の(6)参照)	看護条例第24条、看護施行要領第2の20	有料指針8の(6)		
49~54	2-3-イ	感染症の予防及びまん延の防止のための措置	【全サービス共通】	介福条例第35条第2項、第58条(第35条第2項準用) 介福施行要領第4の29の(2)、第5の11(第4の29参照)	特費条例第28条第2項 特費施行要領第2の23の(2)、第3の10(第2の23参照) 特費基準※第四の12の(2)、第五の10(第四の12参照)	地域密着条例第171条第2項、第189条(第171条準用) 地域密着施行要領第三の七の4の(21)の2、第三の七の5の(10)(第三の七の4の(21)参照)	特費条例第51条(第28条第2項準用)、第55条(第28条第2項準用) 特費施行要領第4の6(第2の23参照)、第5の4(第2の23参照)	老健条例第35条第2項、第57条(第35条第2項準用)、第55条(第28条第2項準用) 老健施行要領第4の27の(2)、第5の10(第4の27参照)	医療院条例第36条第2項、第58条(第36条第2項) 医療院施行要領第5の27の(2) 医療院基準第54条(第33条第2項準用)	<介護> 地域密着条例第128条(第59条の16準用) 地域密着施行要領第三の五の4の(13) <予防> 地域密着予防条例第86条(第31条準用) 地域密着施行要領第四の一(第三の五の4の(13)準用)	<介護> 居宅条例第229条(第116条準用)、第240条(第116条準用) <予防> 居宅予防条例第187条(第108条準用)、第204条(第108条準用)	<介護> 居宅条例第159条(第116条第2項準用)、第172条(第159条準用)、第174条(第116条第2項準用) <予防> 居宅予防条例第108条第2項、第128条(第108条第2項準用)、第135条(第108条第2項準用)	<介護> 居宅条例第197条(第135条準用)、第209条(第197条準用) <予防> 居宅予防条例第152条(第89条準用)、第167条(第152条準用)	看護条例第25条第2項 看護施行要領第2の21の(2)	有料指針8の(8)		
55~62	2-3-ウ	虐待の防止	【全サービス共通】	介福条例第44条、第58条(第44条準用) 介福施行要領第4の37、第5の11(第4の37参照)	特費条例第34条、第45条(第34条準用) 特費施行要領第2の29、第3の10(第2の29参照)	地域密着条例第177条(第40条の2準用)、第189条(第40条の2準用) 地域密着施行要領第三の七の4の(26)(第三の五の4の(14)参照)、第三の七の5の(10)(第三の五の4の(14)参照)	特費条例第51条(第34条準用)、第55条(第34条準用) 特費施行要領第4の6(第2の29参照)、第5の4(第2の29参照)	老健条例第43条、第57条(第43条準用) 老健施行要領第4の37、第5の11(第4の37参照)	医療院条例第44条、第58条(第44条準用) 医療院施行要領第5の35、第6の10(第5の35参照)	<介護> 地域密着条例第128条(第40条の14) 地域密着施行要領第三の五の4の(14) <予防> 地域密着予防条例第86条(第27条の2準用) 地域密着施行要領第四の一(第三の五の4の(14)参照)	<介護> 居宅条例第229条(第42条準用)、第240条(第42条準用) 居宅施行要領第三の十の3の(16)、第三の十の二の3の(7)(第三の十の3の(16)参照) <予防> 居宅予防条例第187条(第36条準用)、第204条(第36条準用) 居宅施行要領第四の一(第三の十の3の(16)参照)	<介護> 居宅条例第159条(第42条準用)、第172条(第42条準用)、第174条(第42条準用)、第181条(第42条準用) 居宅施行要領第三の八の3の(18)(第三の一の3の(32)参照)、第三の八の4の(11)(第三の一の3の(32)参照)、第三の八の5の(4)(第三の一の3の(32)参照) <予防> 居宅予防条例第111条(第36条準用)、第128条(第36条準用)、第135条(第36条準用)、第142条(第36条準用) 居宅施行要領第四の一(第三の一の3の(32)参照)	<介護> 居宅条例第197条(第42条準用)、第209条(第42条準用) 居宅施行要領第三の九の2の(12)(第三の一の3の(32)参照)、第三の九の3の(11)(第三の一の3の(32)参照) <予防> 居宅予防条例第152条(第36条準用)、第167条(第36条準用) 居宅施行要領第四の一(第三の一の3の(32)参照)	看護条例第31条 看護施行要領第2の27	有料指針9の(13)		
63~66	2-3-エ	認知症に係る基礎的な研修	【全サービス共通】	介福条例第31条第3項、第56条第4項準用 介福施行要領第4の26の(3)、第5の10の(4)(第4の26準用)	特費条例第25条第3項、第43条第4項 特費施行要領第2の21の(4)、第3の10(第2の21参照)	地域密着条例第169条第3項、第187条第4項 地域密着施行要領第三の七の4の(19)の4(第三の二の二の3の(6)参照) 厚告省令第34号第167条第4項	特費条例第51条(第25条第3項準用)、第55条(第25条第3項準用) 特費施行要領第4の6(第2の21参照)、第5の4(第2の21参照)	老健条例第31条第3項、第55条第4項 老健施行要領第4の24の(4)	医療院条例第32条第3項、第56条第4項 医療院施行要領第5の24の(4)(9の(4)参照) (4)、第6の9の(4)(第5の24準用)	<介護> 地域密着条例第123条第3項 地域密着施行要領第三の5の4の(9の(4)参照) <予防> 地域密着予防条例第81条第3項	<介護> 居宅条例第225条第4項 <予防> 居宅予防条例第183条第4項	<介護> 居宅条例第159条(第113条第3項準用)、第174条(第113条第3項準用)、第181条(第113条第3項準用) <予防> 居宅予防条例第111条(第86条第3項準用)、第126条第4項、第135条(第86条第3項準用)、第142条(第86条第3項準用)	<介護> 居宅条例第197条(第113条第3項準用)、第207条第4項 <予防> 居宅予防条例第152条(第86条第3項準用)、第165条第4項	看護条例第23条第3項 看護施行要領第2の19の(3)	有料指針7の(2)のイ		
67~69	2-3-オ	栄養管理	【介福、地密介福、老健、医療院】	介福条例第21条、第58条(第21条準用) 介福施行要領第4の16、第5の11(第4の16参照)		地域密着条例第163条の2、第189条(第163条の2準用) 地域密着施行要領第三の七の4の(11)、第三の七の5の(10)(第三の七の4の(11)参照)		老健条例第20条、第57条(第20条準用) 老健施行要領第4の15、第5の10(第4の15参照)	医療院条例第21条、第58条(第21条準用) 医療院施行要領第5の15、第6の10(第5の15参照)								
70~72	2-3-カ	口腔衛生の管理	【介福、地密介福、老健、医療院】	介福条例第22条、第58条(第22条準用) 介福施行要領第4の17、第5の11(第4の17参照)		地域密着条例第163条の3、第189条(第163条の3準用) 地域密着施行要領第三の七の4の(12)、第三の七の5の(10)(第三の七の4の(12)参照)		老健条例第21条、第57条(第21条準用) 老健施行要領第4の16、第5の10(第4の16参照)	医療院条例第22条、第58条(第22条準用) 医療院施行要領第5の16、第6の10(第5の16参照)								

※当該根拠条項は市条例施行要領ではなく、国の基準を用いています。